

委第7号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「同意」を「許可」に改める。

第18条の3中「許可」を「承諾」に改める。

第25条中「承認」を「許可」に改める。

第28条第1項ただし書中「の同意があった」を「が許可した」に改める。

第31条中「又は議会運営委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をするときは、前項の規定を準用する。

第32条中「許可」を「承認」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文言の整理を行うため、所要の改正を行うものである。